

総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
53	B 地方に 対する規 制緩和	11_その 他	国会議員の選挙 等の執行経費の 基準に関する法律 に定めるポスター 掲示場に関する経 費の基準額の見 直し	国会議員の選挙等の執行 経費の基準に関する法律 第8条の2で規定されたポ スター掲示場に関する基準 に保守管理にかかる費用 の項目と地域特性を考慮 する項目の追加を要望す る。	国政選挙における執行経費は公職選挙法第263条により国庫負担とされているが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定された基準に基づき算出された基準額は、実際の執行額とは乖離があることから、歳出の全額が執行経費として認められるわけではなく、一般財源の負担が発生している。選挙によって負担額は異なるが、本来負担する必要のない一般財源の支出が発生することで、市の財政に負担をかけている。ポスター掲示場の基準額は市区町村別に板面の区画数で算出されていることから、作成・設置費を計上しているものと考えられる。広い市域に多数設置された掲示場を適切に管理するには保守管理委託が必要であるが、基準に保守管理の項目がないことから、執行額と基準額の間には大きな乖離が生じている。 また、基準額の分類は区・市・町村の3分類となっているが、人口が多く市域の広い当市は山間部・農村部も抱えており、都内の区部周辺の市とは条件が大きく異なっている。現行の分類では条件の違いをカバーできず、執行額と基準額の間には大きな乖離が生じている。	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準が拡充されることにより、選挙における一般財源の負担が抑えられ、適正に財政を執行することができ、住民サービスに転嫁することができる。	公職選挙法第263条、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第8条の2	総務省	八王子市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
53	札幌市、宮城県、相模原市、浜松市、茨木市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	<p>○当市の場合、選挙の都度、ポスター掲示場設置に係る委託費用は、ポスター掲示場費の基準額を大幅に上回っている。材料のリサイクル等、環境に配慮した方法で行っているため、木材・木製品の国内価格が前年と比べると、2021年12月は67%、2022年3月は53%上昇しており、上昇幅は緩やかながらも、未だ上昇が継続しており、単価が値上がりしていることも多少の要因ではある。また、これに加え、受託業者においても、急な選挙も多く、期限までに市内に多数のポスター掲示場を設置した後も、ポスター掲示場の設置期間中の保守管理等に係る人件費等の費用が大幅にかかることなどから、契約金額は増加傾向にある。実態に見合ったものとなるよう、加算分などの新たな基準の設定をご検討いただきたい。</p> <p>○当市においても、同様に国の基準額と執行額に大きな乖離が発生している。当市では、国基準額より高い額で設計し入札を行っているが、それでも入札不調による随意契約が多発しており、入札参加業者からは、設置期間や保守管理などの業務内容に見合う適正な金額での設計を望む声が出ており、将来的にはポスター掲示場の設置自体ができない場所が生ずることが危惧される。</p> <p>○ポスター掲示場に関する経費の基準額は、実際に掛かる経費とは乖離があると感じていた。特に令和3年執行の衆院選からはウッドショックの影響で木材価格が高騰。それにもかかわらず区画数9未満においては、令和4年度の法改正で基準額は減額され、価格変動部分の考慮はなされていない。</p> <p>○当市においても、ポスター掲示場に関する経費の実際の執行額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で規定された基準に基づき算出された基準額を上回っており、差額分を調整費にて要望している状況である。本来的には、当該経費は基準額で賄われるべきものであることから、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の基準の拡充の必要性があると考えます。</p>	<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「基準法」という。)は、物価の変動や選挙執行の実態等を踏まえ、定期的に必要な改正をこれまで行ってきた。</p> <p>基準法は令和4年に改正しており、基準法第8条の2に規定されるポスター掲示場費の基準額についても、保守管理費用も含めたポスター掲示場に要する費用の実態を踏まえて基準額を改定している。具体的には、多くの選挙管理委員会において、区画数が多いポスター掲示場(区画数9以上)の設置には基準額よりも多くの経費を要している一方、区画数が比較的少ないポスター掲示場(区画数9未満)の設置には基準額より少ない経費により対応できていたため、区画数9以上のポスター掲示場の基準額(区画数が13以上のポスター掲示場に対する13を超える数4ごとに加算する額)は増額し、区画数9未満のポスター掲示場の基準額は減額している。</p> <p>引き続き、基準法で定める基準額については、物価の変動や選挙執行の実態等を踏まえ、次回改正時に適切に見直しを行う。</p> <p>なお、国政選挙が執行された場合、ポスター掲示場費が基準額を上回る団体にあつては、地方に財政負担が生じることがないように基準法第18条第2項の規定を適用する等の対応を行うこととしている。</p>